令和６年度　開聞小学校　いじめ防止対策基本方針

学校教育目標
夢に向かって自ら学び，健康で，豊かな心をもった開聞の子供を育てる。

家庭・地域との連携
・ＰＴＡ
・自治公民館長
・学校運営協議会委員

【いじめ対策委員会】
（年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である）
・目的
児童一人一人の人間性が尊重され，安心して豊かに生活できるようにする。
・組織構成
管理職，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，
（その他必要に応じた関係者及び外部専門家）

関係機関等との連携
・民生委員
・派出所
・市福祉課
・児童相談所

○教育活動の重点
・いじめ・差別を許さない児童の育成
・命を大切にする児童の育成
・豊かな心をもつ児童の育成

○児童会活動や学級活動，ボランティア活動等を通した児童の主体的な活動の推進

【いじめの防止】
～教職員の取組～
・道徳の授業により，未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。。
・いじめ相談の窓口を作り，子どもたちが相談しやすい環境づくりをする。
～児童の取組～
・児童会活動の中で，児童が主体的にいじめ問題の防止策や解決策を考えられるように自治的な活動の充実を図る。
～保護者の取組～
・人権週間を活用し，親子人権学習を実施する。
・授業参観，保護者研修会の開催，ＨＰ，学年だよりなどによる広報活動を行う中で，いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

【いじめの早期発見】
～教職員の取組～
・いじめチェックリストやアンケート調査を活用する。
・心の教育推進員会や子どもを語る会の充実を図る。
～児童の取組～
・児童会活動や学級活動において，標語・ポスターの作製をする。
～保護者の取組～
・いじめチェックリストを活用した児童観察に取り組む。

【いじめに対する措置】
～教職員の取組～
・対策チームを編成し，いじめの早期解決にむけてのプロジェクトを早急に推進する。
・家庭やＰＴＡと連携したいじめの解決に取り組む。
～児童の取組～
・学級活動や児童総会等における話合い活動の充実を図る。
～保護者の取組～
・調査により明らかになった事実関係について，情報を適切に提供する。
・家庭訪問を実施する中で，保護者との信頼関係を深め，学校の取組について理解を得る。
【重大事態への対処】
・犯罪行為として認識されるいじめ →市教委・警察と連携して対処
・生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
→市教委と協議の上，当該事案に対処する組織を設置

○生徒指導体制の強化を図る

○相談体制の充実を図る。

○職員研修の重点
・人権同和教育研修や生徒指導事例研修の充実
・指導・支援方針や内容等の共通理解と共通実践
・学校ネットパトロール事業検索結果の活用
・ＳＣ・ＳＳＷとの連携
・講師や啓発資料の活用